

IX 情報教育

沖縄県立はなさき支援学校 校務支援システム運用委員会 規定

(名称)

第1条 本委員会は、沖縄県立はなさき支援学校校務支援システム運用委員会と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、「特別支援学校校務支援システム整備事業」に基づき、校務支援システムを運用するために必要な事項についての調整および個人情報に関する情報管理のために設置し、組織的、計画的な運用を推進することを目的とする。

(内容)

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するため、次の取り組みを行う。

- (1) 部署間および学部間における協議。
- (2) 研修会の計画・実施。
- (3) 校務支援システムの運用状況に関する情報の共有。
- (4) その他、校務支援システム導入と運用に係る事項。

(構成)

第4条 本委員会の構成員は次の通りとする。

- (1) 校長
- (2) 教頭
- (3) 事務長
- (4) 教務主任
- (5) 学部主事
- (6) 情報部主任
- (7) 特別支援教育コーディネーター
- (8) 教育課程・庶務係
- (9) 進路指導部
- (10) 養護教諭
- (11) 図書係

※ (8)～(11) は各部署代表者とするが、必要に応じて委員を拡大することができる。

※ (7)、(8) は公簿、指導計画、通知表のデータを管理する者を対象とする。

(任期)

第5条 委員の任期は1年とし、構成員は年度ごとに更新する。

(運営および業務)

第6条 - 1 本委員会の運営は次の通りとする。

(1) 委員会は必要に応じて開催するものとする。

(2) 委員会の庶務はシステム担当者が行う。

- 2 校務支援の内容に関する対応部署は、以下のとおりである。

(1) 情報部

① 校務支援システム専任職員

- ・校務支援システムに関すること(ID登録、期間設定等含む)
- ・各学部、各部署との連絡調整
- ・システム管理・整備(修正・変更)
- ・技術的トラブルの教育センター(IT教育班)との調整対応

(2) 教育課程・庶務係

① 指導要録、通知表、出席簿に関すること

② 年間指導計画の作成に関すること

(3) 教育支援部、進路指導部

① 個別の教育支援計画、個別の移行支援計画の作成及び活用に関すること

(4) 養護教諭

① 保健支援システムに関すること

(5) 図書係

① 図書支援システムに関すること

附則 本規定は、令和3年4月1日から有効とする。